

広島市告示第301号
令和7年5月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社如月	訪問看護ステーションきさらぎ広島	広島市西区大芝一丁目14番3号	令和7年5月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護
公益社団法人広島県看護協会	広島県看護協会訪問看護ステーション「こい」	広島市西区己斐上一丁目14番2号	令和7年5月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護
有限会社サカコーポレーション	訪問看護ステーションサカ緑井	広島市安佐南区緑井六丁目25番24-101号	令和7年5月31日	訪問看護及び介護予防訪問看護
社会福祉法人正仁会	デイサービスセンターなごみの郷可部	広島市安佐北区可部四丁目6番2号	令和7年5月31日	通所介護
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター広島西	広島市西区三篠町三丁目10番2号米村ビル1階	令和7年5月31日	福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター広島西	広島市西区三篠町三丁目10番2号米村ビル1階	令和7年5月31日	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売